

箕面市WEBページ広告掲載要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市が公開しているWEBページ（以下「市WEBページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第2条 市WEBページに掲載する広告は、バナー広告とし、その範囲は、箕面市広告事業実施要綱第3条に定めるところによる。

（広告の掲載場所等）

第3条 広告の掲載場所は、市WEBページのトップページ及び市立図書館トップページとし、掲載位置は、市が指定するものとする。

2 広告の掲載可能枠数は、各ページ10枠以下とする。

（広告の規格等）

第4条 広告の規格は次のとおりとする。

大きさ	縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
形式	GIF（アニメ可）、JPEG
データ容量	10KB 以下

2 市WEBページへ掲載するバナー広告は、「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ JIS X 8341-3」の規定に配慮しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め、認めない。

4 前各項に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と市から委託を受けた事業者（以下「広告取扱業者」という。）が協議の上、決定するものとする。

（広告の掲載期間等）

第5条 広告の掲載期間は1月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

（広告料）

第6条 広告料は、簡易型プロポーザルコンペ（以下「コンペ」という。）を実施し、決定するものとする。なお、参加事業者が1社の場合には、協商による。

2 広告料は、広告取扱業者と契約締結後、公表するものとする。

（広告料の納付）

第7条 広告取扱業者は、市が発行する納付書により、当該納付書発行日から起算して30日以内に、広告料を納入しなければならない。

（広告料の返還）

第8条 広告料は返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

（広告掲載の取消）

第9条 市は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

（1）広告主WEBページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。

（2）広告主WEBページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態であると判断したとき。

（3）その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適当であると判断したとき。

（広告取扱業者の募集・選定）

第10条 広告取扱業者の募集は、市WEBページで行うものとする。

2 複数の事業者からの応募があった場合は、コンペを実施し、広告取扱業者を決定するものとする。

（広告原稿の作成等）

第11条 広告を市WEBページに掲載するにつき、広告取扱業者は、市が指定する期日までに、広告原稿を提出し、承認を受けなければならない。

2 広告原稿を作成するにあたっては、広告取扱業者は広告のデザインに関して事前に市と協議しなければならない。

第12条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月14日から施行する。